

社援地発0327第3号  
障企発0327第4号  
障障発0327第1号  
障精発0327第3号  
平成27年3月27日

各 都道府県  
指定都市  
中核市

生活困窮者自立支援制度主管部（局）長 殿  
障害保健福祉関係主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局 地域福祉課長  
障害保健福祉部 企画課長  
障害福祉課長  
精神・障害保健課長  
( 公 印 省 略 )

### 生活困窮者自立支援制度と障害保健福祉施策との連携について（通知）

平成27年4月から生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号。以下「新法」という。）が施行され、生活保護に至る前の段階にある生活困窮者に対する自立支援策が強化される。

生活困窮に陥る背景や要因は、失業など就労に関する課題のほか、障害・疾病、DV・虐待を受けた経験、家族の保育や介護など、本人の心身の状況、生活歴、ライフステージにより様々である。

生活困窮者自立支援制度（以下「新制度」という。）は、このような複合的な課題を抱える生活困窮者の尊厳ある自立に向け、自立相談支援事業を中心に、住居確保給付金の支給、就労準備支援事業、認定就労訓練事業や家計相談支援事業などによる支援を提供するものであるが、生活困窮者に対する包括的な支援を行うためには、これらの新法に基づく事業のみならず、障害保健福祉施策も含む他制度・他事業との連携が重要である。

新制度と障害保健福祉施策との連携が想定される事項は、例えば下記のとおりであるが、具体的な連携に当たっては、地域の実情に応じて創意工夫することが必要となる。

各自治体におかれては、新法の趣旨や内容を理解いただき積極的に連携を進めていただくとともに、関係機関に対し本通知を周知いただくようお願いしたい。また、各都道府県におかれては、管内市町村に周知いただくよう、よろし

くお願いしたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定による技術的な助言であることを申し添える。

## 記

### 1 連携に当たっての基本的な考え方

障害保健福祉施策と新制度の関係については、障害者手帳を有する者はもとより、障害福祉サービスや関連手当など、障害保健福祉施策の対象となる者は、障害保健福祉施策を利活用し、一方、経済的に困窮する者については、新制度を利用することにより、本人の自立に向けた支援を行うことが基本である。どのような支援を提供するかについては、本人の意向を中心に適切なアセスメントの中で個々に判断されるものである。

その中で、とりわけ、障害者手帳取得の要件を有するものの障害者手帳を有していない者や障害のある可能性が疑われるが判然としない者、障害福祉サービスの利用を望まない者に対する自立支援においては、以下のように連携して対応することが必要である。

### 2 適切な早期支援に向けた連携

生活困窮者の早期発見や包括的な支援を行う上では、自治体内外での連携体制の構築が必要不可欠である。生活困窮者に対する支援の現場においては、障害者（障害のある可能性があることが疑われる者を含む。以下同じ。）からの相談も多く見受けられることから、とりわけ、新制度の担当部局と障害保健福祉担当部局との連携は重要である。

双方の担当者がそれぞれの担当する施策の意義や内容を適切に理解とともに、それぞれの専門性に応じて具体的な役割分担を定めるなど、実際に機能する連携体制の構築に向けた取組を行っていただきたい。

また、新法の自立相談支援事業を行う者（以下「自立相談支援機関」という。）と障害福祉の相談支援事業所や障害福祉サービス事業所など関係機関との連携体制の構築も重要な課題である。

具体的には、障害のある可能性が疑われる場合には、本人の意向も確認した上で、新制度から障害保健福祉施策に適切につなぐことが必要である。その際、常に窓口を紹介するだけでなく、必要に応じて窓口まで同行する、障害福祉サービス事業所と一緒に見学するなど、障害保健福祉施策を利用するに当たっての支援を行うことが考えられる。一方、障害福祉の相談支援事業所などに相談に来たものの新制度の利用が適当な場合や家族が困窮しており家族に対する支援が必要な場合については、新制度に早期につなぐことが必要である。

新制度においては、課題がより深刻になる前に解決を図ることが大変重要であるので、関係機関との連携により早期に对象者を把握できるよう、積極的な

連携を図られたい。

なお、障害者が家計相談支援事業等の障害保健福祉施策にはない事業を利用することも考えられ、両制度が連携して支援を調整することが重要である。

### 3 障害者支援に係る専門性の生活困窮者支援への活用

障害福祉サービス事業を行う法人が、新法に関わる場合としては、このように関係機関として関わる場合のほか、以下のように自らが新制度の事業を担うことも考えられる。障害者支援に係る専門的なノウハウは、生活困窮者支援においても有効であると考えられる。

- ・ 障害福祉の相談支援事業を受託している事業所や指定特定相談支援事業者が、新法に基づく自立相談支援事業を自治体から受託の上、一体的に実施する。
- ・ 就労移行支援を行う法人が、新法に基づく就労準備支援事業を自治体から受託する。
- ・ 就労継続支援等を行う法人が、都道府県等からの認定（※）を受け就労訓練事業を実施する。 等

※ 認定の実施主体は、都道府県、指定都市、中核市。

### 4 認定就労訓練事業の担い手の確保について

就労は、本人にとって経済的な自立に資するのみならず、社会参加や自己実現、知識・技能の習得の機会となるものであり、今後、生活困窮者が地域において就労する場を確保することが重要である。

このため、直ちに一般就労をすることが難しい生活困窮者に対し、それぞれの状況に応じた就労の機会を提供するとともに、生活面や健康面での支援を行う事業として、認定就労訓練事業を創設したところである。今後、その担い手を開拓することが求められていることから、府内の関係部署においては、生活困窮者の就労の場などの社会資源の確保等について必要な情報共有を図ることが重要である。

また、これまで障害者の就労支援を担ってきた法人においても、その対象を生活困窮者に拡大することにより、地域において真の共生社会を実現していくことは重要である。就労継続支援等を行う法人においては、その有する人材や利用者の特性を理解した就労支援のノウハウ等を活かして、生活困窮者に対する就労支援に参画していただくよう、新法担当部局において積極的に制度の周知を行っていただくとともに、障害保健福祉担当部局においても管内の法人等に可能な限り生活困窮者に対する就労支援、とりわけ認定就労訓練事業により積極的に取り組んでいただくよう、促していただきたい。

なお、認定就労訓練事業については、社会福祉法人等において専用の施設

を設けた上で行うほか、就労継続支援等を実施している事業所において、当該事業等と一体的に支援を実施する場合があると考えられるが、その際の留意事項は以下のとおりであるので、事業者に対する適切な指導・助言をお願いしたい。

- ・ 指定就労継続支援事業所等が認定就労訓練事業を実施する場合であっても、指定障害福祉サービスの利用者の数に応じて、人員配置基準や施設基準等（以下「指定基準」という。）が遵守される必要があること。
- ・ 指定基準において、指定就労継続支援事業所等の従業者は専ら当該事業の職務に従事しなければならないとされており、また、設備は専ら当該事業の用に供するものでなければならないこととされているが、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでないとされていること。また、利用者の支援に支障がないかどうかは、個別具体的な状況に応じて判断されること。
- ・ 指定就労継続支援事業所等において、認定就労訓練事業を実施する場合は、工賃等の取扱いについて適切な会計処理を行うこと。

また、生活困窮者の就労支援に当たっては、障害者就業・生活支援センター等との連携も重要であり、地域における自立支援協議会等の活用も図りながら、生活困窮者の就労支援体制の構築をお願いしたい。

このほか、それぞれの施策における支援ノウハウの向上には、自立相談支援機関や支援調整会議（※）と障害保健福祉施策における相談支援機関や（地域自立支援）協議会などが連携し、あるいは、地域の実情に応じ別個の協議会ではなく、既存の体制や枠組みを活用することが効率的であり、双方のメリットとなると考える。

※ 生活困窮者に対する具体的な支援内容の検討等を行うための会議。

## 5 精神障害者に対する支援について

精神障害者に対する支援においては、保健所や精神科病院等との連携が重要なこともある。

例えば、対象者が精神科病院に通院している場合や精神科病院から退院したばかりである場合などにおいては、自立相談支援機関が主催する支援調整会議に必要に応じて保健所や精神科病院等関係者にもご参加いただくよう、協力を依頼されたい。

## 6 その他

こうした新制度の取組は、結果として、自殺の防止対策等他の施策にも資するものとなるので、関係機関との連携体制の構築についても配慮願いたい。